

東京都公報

発行
東京都

目次

80

規則

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（総務局人事部職員支援課）…一

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…（同）…三

規則（教）

○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則…三

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則…三

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…四

○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…五

○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…六

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…六

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…六

○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…八

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…九

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…一〇

訓令（議）

○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…二

雑報

○東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程…（東京都職員共済組合）…二

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十二号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書を削る。

第二十七条の二第二項中「の始め又は終わり」を削る。

別記第六号様式を次のように改める。

申請承認時間護介

(任命権者)	提出年月日	年	月	日
	所 属			
	氏 名			

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に 関する事項	氏 名	
	続 柄 等	
年 齢	年 月 日生	

2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 申請期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 年	月 月	日から 日まで	毎 日 (その他)
	年 年	月 月	日から 日まで	☐ 毎 日 (その他)
				☐ その他)
	年 年	月 月	日から 日まで	時 時
				分 から 分 まで
	年 年	月 月	日から 日まで	時 時
				分 から 分 まで

4 介護時間中の 育児時間	時 分から 時まで

5 備 考

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第22条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認される職員に対する介護時間の承認については、一日に規定する2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、し印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

申請 月日	変更又は取消を行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	時 間			
			時 間	時 間		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
	変更 取消し		時 時	分から分まで	時間 分	
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		
			時 時	分から分まで		

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十七条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十七条の二（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十六条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

規 則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十六号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の三に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十七号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）（第二十二条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項ただし書を削る。

第二十八条の二第二項中「の始め又は終わり」を削る。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第28条の2関係）（表）

介護時間承認申請書

(表)

(任命権者)		提出年月日		年		月		日	
.....									
氏名									
次のとおり介護時間の承認を申請します。									
1 被介護者に 関する事項		氏名		氏名		氏名		氏名	
続柄等		続柄等		続柄等		続柄等		続柄等	
年齢		年齢		年齢		年齢		年齢	
年		年		年		年		年	
月		月		月		月		月	
日		日		日		日		日	
2 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容									
3 申請期間 及び時間		期		間		時		間	
年		年		年		年		年	
月		月		月		月		月	
日		日		日		日		日	
.....									
4 介護時間中 の育児時間		時		分		時		分	
.....									
5 備考									

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

(裏)

変更又は取消を行った日・時間					時間数	承認権者
申請 月日	区 分	月 日	時 間			
	変更 取消し		時 分から	時 分から	時間 分	
			時 分まで	時 分まで		
			時 時から	時 時から		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		
			時 分まで	時 分まで		
	変更 取消し		時 分まで	時 分まで	時間 分	
			時 時から	時 時から		

(1996)

附
則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条の二（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十九条第二項、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十二條の二第二項及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十九号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と」を削る。

附
則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十六条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十号

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と」を削る。

附則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十六条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

規程（交）

●交通局規程第四十六号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月十二日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「請求」を「申請」に改める。

第二十七条の二第二項中「請求」を「申請」に改め、同条第三項中「の始め又は終わり」を削る。

附則

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二十七条第五項及び第二十七条の二第二項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二十七条の二（東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月十二日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項ただし書を削る。

第三十二条の二第三項中「の始め又は終わり」を削る。

別記第四号様式の二を次のように改める。

第4号様式の2（第32条の2関係）

(表)

介護時間承認申請書								
提出年月日		年		月		日		
所 属		氏 名						
次のとおり介護時間の承認を申請します。								
1 被介護者に 関する事項		氏 名						
		続 柄 等						
		生 年 月 日	年		月		日生	
2 被介護者の 状態及び具 体的な介護 の 内 容								
3 申請期間 及び時間	期 間		時 間					
	年	月	日から	時	分から	時	分から	
	年	月	日まで	時	分まで	時	分まで	
	□ 毎日 (その他)		時	分から	時	分まで		
	年	月	日から	時	分まで	時	分まで	
4 介護時間中 の育児時間	時		分から	時	分まで			
5 備 考								

注 1 第25条に規定する育児時間、第32条の3第3項に規定する子育て部分休暇又は第34条第3項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

[illegible]

附
則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三十二条に規定する介護休暇及び改正後の規程第三十二条の二（東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第四号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十三号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月十二日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」とを削る。

附
則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する

る規程（以下「改正後の規程」という。）第二十四条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月十二日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項ただし書を削る。

第三十一条の二第三項中「の始め又は終わり」を削る。

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第31条の2関係）（表）

介 護 時 間 承 認 申 請 書

（表）

(所属氏)		提出年月日		年		月		日					
-----		殿		所 属		-----		-----					
-----		氏 名		-----		-----		-----					
次のとおり介護時間の承認を申請します。													
1 被介護者に関する事項		氏 名											
		続 柄 等											
2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容		年		月		日		生					
		年		月		日		生					
3 申請期間及び時間		期 間		時 間		時 間		時 間					
										年		月	
		年		月		日		時		分		秒	
		年		月		日		時		分		秒	
4 介護時間中の育児時間		時		分		から		時		分		まで	
5 備 考		時		分		から		時		分		まで	

(注) 1 第25条に規定する育児時間、第31条の3第3項に規定する子育て部分休暇又は第34条第4項に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。
2 該当する□には、レ印を記入すること。

(裏)

申請 年月日	変更又は取消を行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	時 間			
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
	変更 取消し		時 時	分から 分まで	時から 分まで	時間 分
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	
			時 時	分から 分まで	時から 分まで	

(裏)

附則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三十一条に規定する介護休暇及び改正後の規程第三十一条の二（東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の申請等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第二十四号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月十二日

東京都下水道局長 藤橋 知一

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」とを削る。

附
則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に關

する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十五条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日においても行うことができる。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第4号

東京都議会 議会局

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日

東京都議会議長 増 子 博 樹

第二十五条第二項中「、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十五条に規定する介護休暇の申請等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日においても行うことができる。

雑 報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年九月十二日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

●東京都職員共済組合規程第十号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）の一部を次のように改正する。
別記第六号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 東京都職員共済組合の職員に関する規程（以下「職員規程」という。）第二十七条の二第二項の規定により都の例によることとされる同規程第二十九条第四項の介護時間の申請であつて、この規程の施行の日以後の期間に係るものは、この規程による改正後の職員規程の規定の例により、同日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の職員規程別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行

東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

